

国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備・管理運営事業 事業者選定委員会
設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備・管理運営事業 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 委員会は、国営昭和記念公園昭島口周辺エリアにおいて、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用して、国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備・管理運営事業の公募手続きを行うにあたり、公平性の確保を図るために必要な事項を審議及び助言することを目的とする。

(会務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に対して審議及び助言を行う。

- 1) 公募設置等指針の策定に関する事項
- 2) 設置等予定者を選定するための評価の基準（都市公園法第5条の2第2項第9号）に関する事項
- 3) 設置等予定者の選定（都市公園法第5条の4第3項）に関する事項
- 4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長が委嘱する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営及び会議)

第6条 委員会は、国営昭和記念公園事務所長の指示により事務局が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要と判断した場合、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 委員会の議事は、委員会に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の透明性の確保を図るため、委員等の氏名は公表するものとする。

6 委員会は非公開とする。

7 委員会の議事概要及び審議結果については、公表するものとする。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は自己と密接な関係のあるものに直接利害関係を有する事項を審議する場合は、その審議に加わることができない。

(設置期間)

第8条 委員会は、設置の目的を達成した時に解散する。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、委員会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、関東地方整備局建政部公園利活用推進センター及び国営昭和記念公園事務所に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年1月14日から施行する。

(別表)

国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備・管理運営事業 事業者選定委員会 委員名簿

	氏 名	役 職
委員長	榑野 良明	(公財) 都市緑化機構 専務理事
委員	足立 文	(株)日本経済研究所 執行役員 公共デザイン本部長
〃	細野 助博	中央大学 名誉教授
〃	前田 博	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 客員弁護士
〃	村上 暁信	筑波大学 教授

(敬称略・五十音順)